

## 戦争法案

# 決裁日は「5月0日」

### 内閣法制局「ずさん審査疑わせる」

内閣法制局が法案審査状況を記録する公文書に、安保法制＝戦争法の閣議決定前の審査決裁日を昨年「5月0日」と記載していたことが26日、分かりました。法制局

は、同文書の情報公開請求を行った人からの指摘を受け、決裁の日付を閣議決定当日の「5月14日」に訂正しました。重要法律に関する記録でずさんな管理を行っていた

ことに批判が強まっています。「5月0日」との記載について、法制局の担当者26日、民進党の会合で「未入力の部分があった。大変申し訳なく思っ

ている」と陳謝。関係者によると、決裁日が確定しない段階では「0日」としておき、後から日付を入力するケースがあるといいます。法制局では、検事や裁

判官出身の職員が中心となり、法案や政令案が閣議決定される前に憲法や他の法律と整合性があるかなどを審査しています。戦争法案は、政府が60年以上にわたり「憲法違反」としてきた集団的自衛権の行使を可能にすることなどを盛り込んでいます。法制局がどの程度時間をかけて審査したかを検証するには、公文書の記録が正しくなければ困難となります。

内閣法制局は、集団的自衛権の行使等をめぐる憲法解釈を変更した2014年7月1日の「閣議決定」についても、内部での検討過程についての公文書を残しておらず、同6月30日に「閣議決定」の案文の審査を依頼され、翌日「意見なし」と回答していました。意思決定過程の記録を義務付けている公文書管理法に違反すると批判されています。